

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

- 1 件名 インバウンドセールスプロモーションの実施委託業務
- 2 履行期限 契約の日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- 3 履行場所 本契約で定める業務を遂行するに相応しいと認められる場所
- 4 業務目的 仙北市へのインバウンド観光について、海外での積極的なセールスプロモーションを展開することにより、仙北市への興味を高め、旅行商品を造成し送客するという流れを展開し、ローカルクールジャパンのコンテンツとして観光地のみならず、農山村地域の持つ魅力を発信し仙北市全体の活性化につなげることを目的とする。
- 5 業務概要 本業務の内容としては、下記を想定している。
【仙北市のインバウンドセールスプロモーション】
 - (1) 海外インフルエンサー招聘とモニターツアーの実施
 - (2) インバウンド情報の発信
 - (3) 滞在型商品造成と海外プロモーション
 - (4) ムスリム専用サイトによる情報のダイレクト発信
 - (5) ムスリム受入体制の整備
 - (6) 海外開催イベントでの P R
 - (7) 国内滞在外国人向け誘客プロモーション
 - (8) 金融機関と連携した仙北市の観光情報発信
 - (9) 仙北市のローカルクールジャパンに関するコンサルティング
 - (10) 農山村体験のクールジャパンコンテンツ化
 - (11) ローカルクールジャパンコンテンツの情報発信
- 6 成果品 下記に掲げる成果品を、委託期間終了後直ちに仙北市へ納入する。
 - (1) 報告書（製本版 3 部・電子データ版 C D 1 枚）
 - (2) 報告書の根拠となる挙証資料等
- 7 その他
 - (1) 委託期間中は、定期的に担当者打ち合わせを実施すること。また、必要に応じて、電話、

電子メール等でやり取りを行うこと。中間報告を求められたときは早期に提出すること。

(2) 受託者は、本市と連絡を密に取りながら、誠実に業務を履行すること。

(3) 受託者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならないこと。なお、契約期間満了後においても同様とすること。

(4) 成果品に係る知的所有権は、契約書をもって別に定める。